第7章 地域推進方針の進行管理等

第1節 目標達成のための推進体制と関係者の役割

○ この方針は、住民・患者の視点に立ち、道などの行政機関、医療提供者、関係 団体及び地域住民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確 保に向け、共に考え、共に行動するための基本的な指針として作成するものであ り、本方針を着実に推進するために、各主体が「北海道医療計画」の基本理念の 下、共通の目標達成のために連携して取り組むことが不可欠です。

く「北海道医療計画」の基本理念>

道民の医療に対する安心と信頼を確保するため、医療計画を通じて、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的かつ継続的に提供する体制を確立します。

○ このため、それぞれに期待される役割を次のとおりとします。

(保健所)

- 〇 医療提供者、関係機関・団体等と緊密な連携の下、本方針に沿って、地域保健 医療の広域的・専門的・技術的な拠点として、各種事業を推進します。
- 〇 特に、地域の実情を踏まえ、5疾病・5事業及び在宅医療のほか、地域医療構想の実現に向けた取組を中心に本方針を推進します。

<「地域推進方針」に沿った主な取組>

- ◇ 医療提供者を始めとする関係者からなる「保健医療福祉圏域連携推進会 議」、「地域医療構想調整会議」の運営
- ◇ 地域推進方針(地域医療構想を含む。)の推進に向けた、医療連携体制の整備等に係る地域の医療情報の収集、整理、活用
- ◇ 目標等について、定期的に検証するなど、その達成に向けた取組
- ◇ 関係機関、団体と協力し、ICTを活用した地域医療ネットワークや遠 隔医療システムの普及を促進
- ◇ 住民、患者の医療機関への適正受診等についての普及啓発
- ◇ その他の地域の実情に応じた取組 ほか

(保健医療福祉圏域連携推進会議)

〇 第二次医療圏ごとに、地域の医療提供者及び関係団体、市町村、介護・福祉関係者等で組織し、生活習慣病などの発症予防に関する取組、急性期から回復期・慢性期を経て在宅医療に至るまでの切れ目のない医療連携体制の構築や介護・福祉との連携等について協議を行うとともに、本方針の進捗状況の検証などを行い

ます。

(地域医療構想調整会議)

〇 構想区域(第二次医療圏と同一)ごとに、地域の医療機関(病院長等)、医療 関係団体(地区医師会等)、市町村(市町村長)等で組織し、「病床機能の分化 及び連携の促進」など、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた協議を 行うとともに、進捗状況等の検証などを行います。

また、協議等の内容・結果については、保健医療福祉圏域連携推進会議と適宜 共有を図ります。

(医療提供者)

- O 医療機関は、「北海道医療計画」(地域医療構想を含む。)の推進を図るため、 自らの医療機能や地域で果たすことができる役割を明確にし、他の医療機関との 連携・役割分担を行うことなどにより、地域において適切な医療サービスを継続 的に提供します。
- O 医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力します。

(関係団体)

○ 上川北部医師会、旭川歯科医師会名寄班及び士別班、北海道薬剤師会旭川支部名寄部会及び士別部会、北海道看護協会上川北支部をはじめとする関係団体は、 医療提供者、行政機関など関係者と継続的に適切な医療サービスを提供する体制 の整備に努めるとともに、住民に対し必要な情報提供や適切な受診等についての 普及啓発を行います。

(道 民)

O 自らの健康の保持増進に努めるとともに、医療の利用者、費用負担者として、 地域の医療体制を理解し、限りある医療資源を効率的に活用しながら、病状や状態に応じた適切な受診に努めます。

第2節 地域推進方針の進行管理

本方針を効果的かつ着実に推進するためには、各施策等の進捗状況や数値目標の達成状況の評価を「上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議」及び各専門部会において行い、評価結果に基づき必要があると認めるときは、方針の見直し等について検討します。